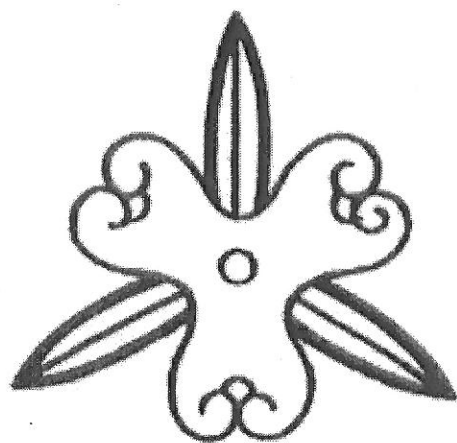


復興大臣 根本 匠 殿

東日本大震災被災者支援の拡充を求める

要 望 書



中野小学校区復興対策委員会

平成 25 年 7 月 20 日

平成 25 年 7 月 20 日

復興大臣 根本 匠 殿

東日本大震災被災者支援の拡充を求める要望書

1 要望の要旨

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する支援拡充と格差解消を求めるものです。

2 要望の理由

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災による大津波により、仙台市宮城野区中野小学校区は壊滅的被害を受けました。一瞬にして生命、財産、生活のすべてを流し去って行った大津波、その恐ろしさを目の当たりにして二度と遭遇したくない思いです。この大震災から 2 年 4 ヶ月を経過しても、未だに仮設住宅等での生活を余儀なくされ、将来に不安を抱え、生活再建がままならない状況が続いております。一日も早い復興を為すためには、一日も早い被災者の生活再建をはからなければなりません。我々の地域は、地域コミュニティの強い地域でありましたが、震災以降は、それぞれがそれぞれの被災状況によってそれぞれの悩みを抱えているという状態が続いております。つきましては、被災者の生活再建のための国の支援拡充と被災者支援の格差解消を下記 3 点について要望いたします。

記

1) 被災者の医療費一部負担免除を継続するための財政措置

長引く避難生活で疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などを訴える方が増え、長期にわたり治療・加療が必要とされる被災者が後を絶たない状況にあります。しかしながら、多くの被災者がこの継続を求めてきたにもかかわらず、本年 4 月から減免は打ち切られてしまいました。他県に比べ、我が県は最大被災地であり、多くの被災者を抱え、県内の各自治体は県も含め自治体負担分を捻出できない状況であると伺っております。この免除措置に関して、自治体負担分についても国が財政支援を行い、制度が継続できるよう強く求めるものであります。

2) 被災状況に応じた生活再建支援金等の各種支援の増額等の見直し

り災証明の認定においては、地震により損害が大きい住家も津波により完全に流出した住家も同じく全壊と認定されました。各種支援制度は、り災の認定結果に基づき支援区分が設定されており、津波被災者にとっては、今後の生活再建を進めるにあたり、支援内容が被災の実態とかけ離れたものとなっています。

被災実態を踏まえて、り災証明の認定基準を見直し、津波による被災者への支援の増額等の見直しを求めるものであります。

3) 被災前の生活状況（持ち家・借家）に応じた仮設住宅居住の取扱い

津波被災により、被災前に持ち家の方と借家人の方が、仮設住宅に被災者として入居しております。被災後1年間くらいは住宅確保の不安定さから入居はやむを得ないものと考えますが、その後はもともと家賃を支払い生活していたことを考慮すると、この方々については、早期の支援打ち切りが必要と考えるところであります。特に、民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅として生活している借家人の方々は、被災前と場所は違うが生活は同様であり、一つの相違点は家賃を国が面倒を見ていることであります。このような実態は違和感があり、被災者支援の格差解消に国としての対応をお願いいたします。

以上の通り要望いたします。

要望者	中野小学校区復興対策委員会
委員長	高橋 實(和田町内会長)
副委員長	鈴木 忠支(蒲生町内会長)
副委員長	佐藤 武夫(港町内会長)
副委員長	大和田哲男(西原町内会長)